

○工学院大学保証人に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、工学院大学学則第26条並びに工学院大学大学院学則第34条に定める保証人に関し必要な事項を定めるものとする。

(個人情報の取扱い)

第2条 大学は、学校法人工学院大学プライバシーポリシー（個人情報保護方針）に基づき、個人情報を取扱うものとする。

(保証人への通知)

第3条 大学は、学生が次の各号に該当するとき、保証人に通知するものとする。

- (1) 大学の規則等に基づき懲戒又は教育的措置を受けたとき
- (2) 学費納入規程に定める納入期日までに学費を納入しなかったとき
- (3) 不慮の事態が起き、緊急を要するとき
- (4) 除籍又は退学となったとき
- (5) その他、大学が必要と認めたとき

(改廃)

第4条 本規程の改廃は、学長が教授総会及び大学院委員会の意見を聴いて行う。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。